

○赤磐市建築物耐震診断等事業費補助金交付規則

平成18年3月30日

規則第53号

改正 平成22年8月10日規則第35号

平成25年3月18日規則第26号

平成26年4月10日規則第24号

平成28年3月29日規則第34号

平成29年6月1日規則第24号

(目的)

第1条 この規則は、地震に対する建築物の安全性の向上を図り、もって公共の福祉の確保に資するため、民間建築物の耐震診断等に要する経費の一部を予算の範囲内において補助することを目的とする。

(通則)

第2条 市の交付する補助金は、赤磐市補助金等交付規則（平成17年赤磐市規則第56号）に規定するもののほか、この規則の定めるところによる。

(定義)

第3条 この規則において次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 耐震診断等 既存建築物の耐震性を把握するために行う次に掲げるもの、及びこれに付随する調査等をいう。ただし、建築物の用途変更に伴うものを除く。

ア 次に掲げる方法に基づき行う既存建築物の耐震診断、補強計画、計画後の耐震診断

(ア) 国土交通大臣が定める技術指針事項に定める方法

(イ) 岡山県木造住宅耐震診断マニュアル（以下「県マニュアル」という。）に掲げる一般診断法、精密診断法

イ 構造計算書等の既存設計図書の内容確認及び現地調査

ウ 構造計算の再計算及び現地調査

エ 既存住宅性能表示制度に係る性能評価（「構造躯体の倒壊等防止」に係る耐震等級の項目を含むものに限る。）

(2) 住宅 一戸建ての住宅、長屋及び共同住宅（店舗等の用途を兼ねるもの（店舗等の用に供する部分の床面積が延べ床面積の1/2未満のもの）を含む。）をいう。

(3) 指示対象建築物 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第15条第2項に規定する建築物をいう。

(補助対象者)

第4条 この規則による補助金の交付を受けることができる者は、別表の事業区分に応じて次に

掲げる耐震診断等行う民間建築物の所有者（区分所有建築物にあっては、建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第3条に規定する団体）とする。

(1) 木造住宅耐震診断事業 岡山県木造住宅耐震診断員認定要綱第3条の規定により、岡山県知事の登録を受けた木造住宅耐震診断員による耐震診断を、一般社団法人岡山県建築士事務所協会に委託して実施するもの

(2) 前号以外の事業 建築物の構造実務実績等を勘案し岡山県知事が指定した建築士事務所に委託し実施するもの。ただし、建築物耐震診断事業における要緊急安全確認大規模建築物については、耐促法施行規則第5条第1項に規定する耐震診断資格者に委託し実施するもの

(補助対象経費、補助率等)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助率等は、別表に定めるところによる。ただし、補助対象経費について、消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税の額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる額と、当該額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税率を乗じて得た額との合計額をいう。以下同じ。）が含まれる場合にあつては、当該消費税仕入控除額は、控除するものとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「補助事業者」という。）は、赤磐市建築物耐震診断等事業費補助金交付申請書（様式第1号）に、必要書類を添えて市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条の申請書があつたときは、速やかにこれを審査し適当であると認めたときは、赤磐市建築物耐震診断等事業費補助金交付決定通知書（様式第2号）により補助事業者に補助金の交付決定の通知をするものとする。

(計画の変更等)

第8条 補助事業者は、補助金の交付決定後において、補助事業の内容を変更し、又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、次の各号に定める区分により当該各号に定める書類に必要書類を添えて速やかに市長へ提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助金の額に変更が生じるとき 赤磐市建築物耐震診断等事業費補助金交付変更申請書（様式第3-1号）

(2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき 赤磐市建築物耐震診断等補助事業中止（廃止）申請書（様式第3-2号）

2 市長は、前項の申請があつたとき、その内容を審査し適当であると認めたときは、これを承

認し、その旨を補助事業者に通知（様式第3—3号、様式第3—4号）するものとする。

（実績報告）

第9条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、その完了の日から起算して10日以内に、赤磐市建築物耐震診断等補助事業実績報告書（様式第4号）に必要書類を添えて市長に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第10条 市長は、前条の規定による実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、適正と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、その確定した補助金の額を赤磐市建築物耐震診断等事業費補助金確定通知書（様式第5号）により補助事業者へ通知するとともに、速やかに補助金を交付するものとする。

（評価）

第11条 本事業の耐震診断等（既存住宅性能表示制度に係る性能評価を除く。）は、その結果について岡山県知事が指定する耐震評価機関の評価を受けたものでなければならない。

（公表）

第12条 市長は、本事業の耐震診断等の結果を遅滞なく公表するものとする。

2 公表の対象となる建築物の種類、公表の方法等は、市長が別に定める

（取引上の開示）

第13条 本事業の耐震診断等を実施した建築物の所有者は、当該建築物を譲渡若しくは貸与しようとするときは、譲受人又は賃借人に、耐震診断等の結果を開示しなければならない。

（その他）

第14条 この規則に定めるもののほか、事業に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成18年4月1日より施行する。

附 則（平成22年8月10日規則第35号）

この規則は、平成22年8月10日から施行し、平成22年度分補助金から適用する。

附 則（平成25年3月18日規則第26号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年4月10日規則第24号）

この規則は、公布の日から施行し、平成26年度分補助金から適用する。

附 則（平成28年3月29日規則第34号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年6月1日規則第24号）

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の赤磐市建築物耐震診断等事業費補

助金交付規則の規定は、平成29年4月1日以後に申請された補助金について適用する。

別表（第4条、第5条関係）

| 補助の対象       |  |   | 補助率等  |
|-------------|--|---|---|
| 事業区分        | 建築物  | 経費  |   |
| 木造住宅耐震診断事業  | 次に掲げる要件の全てに該当する住宅<br>(1) 市内に存するもの<br>(2) 昭和56年5月31日以前に着工された一戸建ての住宅<br>(3) 構造が次に掲げる工法以外の木造であるもの<br>ア 丸太組工法<br>イ 建築基準法（昭和25年法律第201号）第38条の規定に基づく認定工法<br>(4) 地上階数が2以下のもの | 次に掲げる経費（134,000円／戸以内を限度）<br>(1) 耐震診断等の経費<br>県マニュアルに掲げる一般診断法（面積200m <sup>2</sup> 以内までは70,000円／戸、200m <sup>2</sup> を超えるものについては、70,000円にその越える部分が生ずるまでごとに9,000円を加算）、精密診断法によるものに限り、第3条第1号エに係るものは、耐震性能に係る評価の費用相当分に限る。<br>(2) 第11条の評価に係る経費 | 1住宅につき一般診断法にあつては60,000円（面積が200m <sup>2</sup> を超えるものにあつては、60,000円にその越える部分が生ずるまでごとに8,000円を加算した額）とする。それ以外にあつては補助対象経費の3分の2以内とし、89,000円を限度とする。 |
| 戸建て住宅耐震診断事業 | 次に掲げる要件の全てに該当する住宅<br>(1) 木造住宅耐震診断事業の建築物欄に掲げる以外の一戸建て住宅<br>(2) 市内に存するもの<br>(3) 昭和56年5月31日以前に着工された一戸建て住宅  | 次に掲げる経費（134,000円／戸以内を限度）<br>(1) 耐震診断等の経費<br>ただし、第3条第1号エに係るものは、耐震性能に係る評価の費用相当分に限る。<br>(2) 第11条の評価に係る経費   | 補助対象経費の3分の2以内。ただし、1住宅につき89,000円を限度とする。  |
| 建築物耐震診断事業   | 次に掲げる要件の全てに該当する建築物   | 次に掲げる経費（面積1,000m <sup>2</sup> 以内の部分は3,  | 補助対象経費の3分の2以内。ただし、1   |

|  |  |  |   |
|--|--|--|---|
|  | <p>(1) 一戸建て住宅以外の建築物</p> <p>(2) 市内に存するもの</p> <p>(3) 昭和56年5月31日以前に着工された建築物</p> | <p>600円/m<sup>2</sup>以内、1,000m<sup>2</sup>を超えて2,000m<sup>2</sup>以内の部分は1,540円/m<sup>2</sup>以内、2,000m<sup>2</sup>を超える部分は1,030円/m<sup>2</sup>以内を限度)</p> <p>(1) 耐震診断等の経費<br/>ただし、第3条第1号エに係るものは、耐震性能に係る評価の費用相当分に限る。</p> <p>(2) 第11条の評価に係る経費</p> | <p>棟につき指示対象建築物は3,000,000円、その他は1,500,000円を限度とする。</p> |
|--|--|--|---|